通達甲(刑.鑑.1)第9号 昭和42年12月15日 存続期間

部 長 、 参 事 官 各 所 長

刑 事 部 長

## 警視庁鑑識技能検定規程の制定について

[沿革]昭和58年9月通達甲(刑.鑑.管)第3号 平成8年12月同第7号

11年 2月同(副鑑.警.人2.人6)第1号

14年 9月同(副鑑.総.装.装1)第20号改正

## [趣旨]

鑑識技能検定の合格基準を具体化するとともに、その方法を実地試験に重点をおき、単に合格者数にとらわれることなく真に鑑識技能水準の向上を図り、もって犯罪捜査能力の向上を期することとされたもの。

